

(7) 道路交通振動に係る要請限度 (昭和51年11月総理府令第58号)

| 時間の区分<br>区域の区分 | 昼間     | 夜間     |
|----------------|--------|--------|
| 第1種区域          | 65デシベル | 60デシベル |
| 第2種区域          | 70デシベル | 65デシベル |

備考  
第1種区域及び第2種区域とは、それぞれ次の各号に掲げる区域として都道府県知事が定めた区域をいう。

- 第1種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域。
- 第2種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域。

(8) 航空機騒音に係る環境基準 (昭和48年12月環境庁告示第154号)

| 地域の類型 |                              | 基準値<br>(単位WECPNL) |
|-------|------------------------------|-------------------|
| I     | 専ら住居の用に供される地域                | 70以下              |
| II    | 上記以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域 | 75以下              |

(9) ダイオキシン類に係る環境基準 (平成11年12月環境庁告示第68号、平成14年7月環境省告示第46号)

| 媒体            | 基準値                         | 測定方法  |
|---------------|-----------------------------|---|
| 大気            | 0.6pg-TEQ/m <sup>3</sup> 以下 | ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法 |
| 水質(水底の底質を除く。) | 1pg-TEQ/l以下                 | 日本工業規格K0312に定める方法   |
| 水底の底質         | 150pg-TEQ/g以下               | 水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                  |
| 土壌            | 1,000pg-TEQ/g以下             | 土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法                     |

備考

- 基準値は、2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-p-ダイオキシンの毒性に換算した値とする。
- 大気及び水質の基準値は、年間平均値とする。
- 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

- (注) 1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。
- 2 水質の汚濁に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。
- 3 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。